|  |  |
| --- | --- |
| 対象世帯　市内に住所を有し、住居の屋根の雪下ろし等を自力で行うことが困難で、親族からの支援も受けられないひとり親家庭に対し、雪下ろし等の作業に要する費用の一部を助成します。**屋根の雪下ろし費用の一部を助成します**米沢市ひとり親家庭雪下ろし助成事業 | 市内在住で、①ひとり親及び児童扶養手当の対象となる子(※)で構成されている世帯（以下「ひとり親家庭」という。）※18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（一定の障がいがある場合には20歳未満）②65歳以上の高齢者（市町村民税額3万円以下）及びひとり親家庭で構成されている世帯③心身に重度の障がいがある人（市町村民税額が3万円以下）及びひとり親家庭で構成されている世帯 |
| 対象要件 | 〇市内に在する世帯　　※アパート及び借家は対象外です〇児童扶養手当の支給を受けている世帯〇生活保護世帯でないこと〇米沢市高齢者等雪下ろし助成又は親族から同等の援助や雪下ろし作業などの支援を受けることができない世帯 |
| 助成対象経費 | ・現に居住している住宅の屋根の雪下ろし費用・屋根の雪下ろしに伴う必要最低限の避難経路の除排雪費用 |
| 助成額 | ・1回の雪下ろし作業等につき作業を行うのに要した費用の全額又は10,000円のいずれか低い額以内の額・助成回数は、1世帯につき3回を限度とする（一部の地域で4回） |
| 対象期間 | 毎年度12月1日～当該年度の3月31日までの間に実施されたもの |
| 登録申請期間 | 毎年度11月1日～当該年度の3月31日　※原則、雪下ろし前の事前登録をお願いいたします |
| 登録申請に必要なもの | ・児童扶養手当証書・通帳・身体障害者手帳 等 |
| 交付申請に必要なもの | ・米沢市ひとり親家庭等雪下ろし助成事業助成金交付申請書・雪下ろしを行ったことが分かる領収書・雪下ろし前、雪下ろし後の状況がわかる写真（日付が入っているもの） |

【申請の流れと申請方法】

①登録申請（11月～）

市

申請者

⑤助成金交付申請

⑥助成金の支払い

④除雪費の支払い

③除雪作業

②除雪依頼

⑥助成金の委任払い

※事前に担当まで

お問合せください

雪下ろし作業

実施者

【問い合わせ先・申請受付】

米沢市こども家庭課　家庭支援担当

（すこやかセンター2階）

☎　0238-27-7550